

平成 22 年 10 月 27 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人不動産証券化協会

「連結財務諸表に関する会計基準（案）」等
（平成 22 年 9 月 3 日公表）に関する意見書

標記につきまして、下記のとおり意見を提出させていただきますので、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

<意見>

国際会計基準審議会（IASB）で開発中の連結に関する会計基準とのコンバージェンスとは別に、一定の要件を満たす特別目的会社を出資者等の子会社に該当しないものと推定する取扱い¹（以下、「SPE の取扱い」という）を見直すといった短期的な対応を行うことについて強く反対する。

<理由>

今回の「SPE の取扱い」の見直しに係る短期的な対応については、IASB の連結プロジェクトに関する作業計画が当初の予定よりも延期されたことが契機とされているが、企業会計基準委員会（ASBJ）のプロジェクト計画表（2010 年 9 月）によると、連結に関する会計基準については、IASB の最終基準化は 2010 年中を予定しており、それに対応する形で日本においても 2011 年中に最終基準化を行う予定が示されている。このように近い将来コンバージェンスが予定されていることを勘案すると、「SPE の取扱い」の見直しについては短期的な対応ではなく、当該コンバージェンスの過程で検討すべきである。本公開草案による基準の変更、コンバージェンスによる基準の変更といった度重なる基準の変更を行うことは、財務諸表作成者に過大な負担を強いるだけでなく、財務諸表利用者の混乱を招くおそれがある。既に「SPE の取扱い」により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社については、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」により特別目的会社の概要や取引金額等が開示されており、利害関係者の判断を誤らせることがないよう対応がなされている。そのため、拙速に「SPE の取扱い」を見直す必要性は乏しいものと思料される。

¹ 「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三

また、特別目的会社に実質支配力基準を適用するにあたり、「連結財務諸表に関する会計基準（案）」の「結論の背景」の「経緯」（49-3.）において記載があるとおり、現在の会計基準では代理人（アセットマネージャー）の取扱いが明確ではないため、代理人の取扱いも含めて、特別目的会社に対する実質支配力基準の具体的な適用についてコンバージェンスの過程で検討すべきであり、そのような問題が解決されない中、短期的な対応を行うべきではない。

「SPE の取扱い」について短期的な対応を行うことは、以上のようなデメリットがあり、短期的な対応を行うことで得られるであろうメリットを上回るものと考えられる。また、特別目的会社に対する実質支配力基準の具体的な適用について明確にならないまま短期的な対応を行うことは、基準の不明確さによる不動産ファンドの新規組成の抑制、ひいては不動産投資市場の収縮といった悪影響を及ぼすことも懸念されることから、本公開草案の基準化に強く反対する。

< 意見 >

仮に「SPE の取扱い」について短期的な対応を行った場合、特別目的会社のノンリコース債務等については、経済的な実態を表すために相殺表示等による開示を行うことが適切であると考えられる。

< 理由 >

特別目的会社のノンリコース債務は連結財務諸表提出会社に遡及するものではない。そのため、特別目的会社が連結された場合の連結財務諸表提出会社の経済実態を適切に表すためには、上記のような表示を行うことが適切であると思料される。上記のような表示を行うことにより財務諸表利用者にとって、有益な情報となり得ると思われる。

以上